

平成28年 3月 3日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月3日(木)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 1号 副町長の選任について
- 日程第 7 同意第 2号 教育長の任命について
- 日程第 8 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第 1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を制定することについて
- 日程第19 議案第 2号 東庄町行政不服審査会条例を制定することについて
- 日程第20 議案第 3号 東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する  
ことについて
- 日程第21 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例を制定することにつ  
いて
- 日程第22 議案第 5号 町税条例等の一部を改正する条例を制定することにつ  
いて

- 日程第 2 3 議案第 6 号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 4 議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 5 議案第 8 号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 6 議案第 9 号 東庄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 7 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度東庄町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 3 5 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 4 2 請願第 1 号 町道 2 0 4 2 号線の道路拡幅及び排水整備に関する請願

日程第43 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- |     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 土屋  | 光正  | 君 |
| 2番  | 宮澤  | 健   | 君 |
| 3番  | 佐久間 | 義房  | 君 |
| 4番  | 板寺  | 正範  | 君 |
| 5番  | 花香  | 孝彦  | 君 |
| 6番  | 林   | 俊之  | 君 |
| 7番  | 大網  | 正敏  | 君 |
| 8番  | 城之内 | 一男  | 君 |
| 9番  | 高木  | 武男  | 君 |
| 10番 | 鈴木  | 正昭  | 君 |
| 11番 | 山崎  | ひろみ | 君 |
| 12番 | 宮崎  | 正吾  | 君 |
| 13番 | 鎌形  | 寿一  | 君 |
| 14番 | 土屋  | 進   | 君 |

欠席議員

なし

出席説明員（11名）

- |          |   |     |    |   |
|----------|---|-----|----|---|
| 町        | 長 | 岩田  | 利雄 | 君 |
| 副町       | 長 | 清水  | 正幸 | 君 |
| 健康福祉課    | 長 | 石毛  | 克身 | 君 |
| 総務課      | 長 | 金島  | 正好 | 君 |
| 病院事務     | 長 | 鈴木  | 和雄 | 君 |
| 会計管理者    |   | 笹本  | 博之 | 君 |
| まちづくり課   | 長 | 大後  | 修司 | 君 |
| 町民課      | 長 | 多部田 | 秀也 | 君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 河津  | 静夫 | 君 |

教育長職務代理者 林 英 伸 君

教 育 課 長 小 林 豊 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 石 毛 一 久

次 長 宮 前 玉 子

主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成28年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 山崎ひろみ君、  
3番 佐久間義房君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成28年3月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る2月25日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案36件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から14日までの12日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第1号から同意第12号を順次上程し、採決を行います。続いて、議案第1号から議案第16号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の4日は、議案第17号から議案第24号までの、平成28年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することになります。次に、請願第1号を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に審査の付託をして、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の5日から13日までは休会としまして、この間、7日、8日、9日に

は予算決算常任委員会を、10日には総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の14日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第17号から議案第24号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。続いて、請願第1号の総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月14日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの12日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、また監査委員、平山茂君から本日所用のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長職務代理者から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成27年12月1日から平成28年2月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、下段であります。総務課の臨時福祉給付金関係でございますけれども、2月20日時点で支給決定人数は累計で2,339人、支給総額は1,403万4,000円となっております。申請受付は2月末で終了をいたしました。

次に、2ページ目、地方創生関係で、プレミアム付き商品券の換金済み金額は1億2,946万3,000円となりました。また、総合戦略の関係では、これまで策定委員会で内容を検討していただいておりますが、平成27年度から31年度までを計画期間とする東庄町総合戦略と人口ビジョンを策定いたしました。議員各位には議会終了日の全員協議会でお示しをする予定でございます。

次に、3ページ目、中段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成27年度東庄町地方県民税を初め国民健康保険税等の新規更正分の税通知書を記載のとおり発送しております。また、滞納処分といたしまして、差し押さえやインターネット公売、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、7ページ目、上段の住宅用省エネルギー設備設置補助金5件及び合併浄化槽浄化設置補助金2件の交付決定をしております。引き続き国・県の補助金を活用し、設置を促進してまいります。

次に、9ページ目の衛生関係でございますけれども、記載のとおり、各種予防接種、健診等の事業を実施しております。

また、10ページ目、上段に子ども医療費、高校生等医療対策事業といたしまして、11月から1月支払い件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えております。

また、11ページ目、中段、介護保険関係で、介護サービスの利用件数、地域包括支援センター等の活動利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、12ページ目のまちづくり課、建設関係でございますけれども、道路改良工事等5件、総額で5,781万円余りの工事を発注しております。

次に、14ページ目の商工観光関係でございますけれども、1月29日から31日にかけて、SLが運行されました。大勢の来町者がありました。商工会、観光協会、融資の団体など、多くの方々の協力をいただき、天保うまいもん市場の開催や手を振ろうプロジェクトといったおもてなしのイベントを実施いたしました。

最後に、17ページ目、東庄病院関係でございますけれども、診療状況につきましては、入院患者数が1日平均57人、外来患者数が115人となっており、経営は順調に推移をしているものと認識をしております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

次に、教育長職務代理人、林英伸君。

教育長職員代理人（林 英伸君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ目でございます。1項目の教育委員会関係でございますが、定例会、臨時会、協議会の順に記載しております。

定例の委員会を2回、臨時会及び協議会を各1回、記載のとおり開催しております。

なお、協議会及び臨時会につきましては、小学校の統廃合計画を教育委員会として機関決定するために開催したものでございます。

続きまして、2項目、学校教育関係であります。来年度の幼稚園児の募集結果につきましては、2月20日現在の計数をお示ししておるものでございます。

次に、隔月で実施しております教育相談を1月13日に開催いたしました。今回も相談はありませんでしたが、事業としては継続してまいりたいと考えております。

続きまして、契約関係でございますが、細目の最下段、石出小屋内運動場補修工事を239万5,000円余りで岡田土建株式会社と契約しております。これにつきましては、屋内運動場非構造部材耐震工事の際、屋根及びポーチの雨漏り箇所が

特定できたこと並びに2階柱のアリーナ側の仕上げ材の破損が激しいことなどがあり、これらを補修したものでございます。

なお、財源につきましては、同校のプールサイドの床張りかえ工事に予定しておりましたものを振り返って実施したものでございます。

また、ここに記載はありませんが、橘、石出、東城小学校の屋内運動場非構造部材耐震工事につきましても、滞りなく、おかげさまをもちまして、2月末日までに全ての工事が完了しておりますことをあわせてご報告申し上げます。

続きまして、19ページ目でございます。3項目め、生涯学習関係では、細目の2番目、1月10日に108人の新成人の出席をいただき、成人式を挙行いたしました。議員各位におかれましても、ご参列いただき、町を挙げて新たな門出をお祝いできたものと考えております。

続きまして4項目め、公民館関係から6項目めの図書館関係では、記載のとおり、各種社会教育、生涯学習関連事業を実施しております。また、隔年で実施しております公民館映像音響機器保守管理の点検業務を委託し、施設設備の維持管理に努めているところでございます。

最後に20ページ、7項目めの給食センター関係でございますが、報告期間の総給食数は5万1,476食、1日平均1,170食となっております。

また、イチゴの季節に入りましたので、これを提供することによる地産地消の献立を随時実施しております。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供に努めてまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

議長（土屋 進君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

ただいま指名をいただきました宮澤でございます。私のほうから2点ほど、お伺いをいたします。

まず1点目に、インフラ整備ということで、一番のインフラとして考えられる水

道関係の管理についてお伺いいたします。

日本は、世界でも数少ない生水を水道から直接飲める国であります。それには塩素を使用して、殺菌消毒をしているからであります。塩素濃度は下限が定められていて、それ以上でなければならないというふうになっていると思います。その反面、鉄製の管が腐食しやすくなります。

アメリカで送水管の大規模な破損事故が発生したときに、日本のテレビ局が取り上げ、水道管が腐食して、半分も塞がっているような状態のものがスタジオに展示されていまして。このような状態を通った水を私たちは飲まされているのかということで、芸能人たちが驚いていました。

管の半分が塞がっているというような状態でありますので、圧力をかけないと水の出が悪いので、圧力をかけると腐食した部分が破損するというようなことになっていると思います。

阪神淡路大震災では、配水管に多くの被害が発生しました。とりわけ継ぎ手部分における破顔、抜け出しなどの原因だったとあります。水道管は、地方公営企業法施行規則で耐用年数が40年と定められていますけれども、現在の水道管は耐久性に非常にすぐれていて、100年使えるとも言われていますが、1970年代やそれ以前に敷設された水道管については、強度が不十分で、更新時期を迎えているものが多いということです。今、全国の自治体が問題を抱えているところであります。2割も漏水していて、人口が減少しているというようなことでもありますから、いくら値上げしても事業の運営が厳しい状態となっているということでもあります。

そういったことから、東京都は全部ステンレスに変えたそうではありますが、当町の水道管は東日本大震災のときにも大きな事故等は聞きませんでしたけれども、水道事業が開始したのは1972年3月でありますから、40年を経過しているところもあると思います。現在までのメンテナンス整備状況についてお伺いいたします。

2番としまして、桁沼耕地の道路整備についてお伺いします。

桁沼耕地は40年代初めごろに圃場整備とともに整備された道路であり、現在では当時と交通事情が非常に変わってきております。今、乗用車同士でもすれ違のが非常にぎりぎりなような状態であります。昨年、幹線道路の下に水田の用水の送水管が埋設されているものが、その道路の破損とともに送水管が破損したというふ

うに聞いています。

破損の原因は幾つか推定されますけれども、推測の状態ですから、原因は特定できないようです。道路幅も狭く、中学校の通学路の部分もあるために、今後、道路や送水管の破損が起きないように、主要な部分だけでも道路整備を図ってはどうかと考えますが、拡幅等の整備計画があるのかどうかお伺いします。

2番目としまして、町内各区の社会変化についてお伺いします。町内各区の加入状況についてお聞きしたいと思います。

6月と12月の質問で、防災関係の質問をさせていただきましたけれども、防災の基本は自助、共助であります。今、行政の協力組織である、昔からの区への未加入や脱退をしてしまっている家がふえているようです。昨年、私も区長を務めて、地区の区長たちとの話の中でも話題となりました。少子高齢化や仕事の関係など、いろいろな理由はありますけれども、区の行事や役員などができないというようなことで、区から脱退をしてしまっている家が出てきている。現在、町内の各区への未加入、あるいは脱退世帯はどのようになっているか、増加傾向なのかお伺いします。

関連としまして、未加入、脱退世帯の問題について、当然、こういう脱退したり、あるいは未加入の家には区からは広報など、それから配布物などが届かないわけにありますので、近所の付き合いもなかなか疎遠となって、逆にその家の様子もわからないような状況になっている、そういう状況であります。

防災の共助の点からも課題が大きいのではないかと思います。

また、行政サービスの点からも負の連鎖で、町からその家に直接配布物を届けたりして、余計に行政の手を煩わすことになっているのではないかと思います。

こういう問題は全国的な問題でもあるようで、ごみの集積所の管理を区とか自治会が行っているから、脱退者は直接処理場に運んでくれとか、排水の掃除も出てこないの、排水は流さないでくれとかというような、多種多様な問題が投稿されていました。あるいは、区の運営費というのは、行政からも多少なりとも交付されているのだから、納税者として平等に扱ってほしいという要望も掲載されておりました。当町としまして、今、問題となっている事案があるのかどうか。あればどのようなことが、問題なのか、今後それに対してどのように対処していくのかお伺いします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、私のほうからは、質問事項1のインフラ整備についてお答えいたします。

まず、要旨1の水道事業の管理運営についてでございますが、東庄町の水道事業は、住宅団地、羽計台、竜神台でございますけれども、そこへの給水を目的といたしまして、昭和47年3月に給水を開始しております。

当時の配水管には石綿セメント管が、また給水管には鉛管が使用されておりました。そういうこともございまして、平成6年度から17年度までの継続事業で、配水管はダクタイル鋳鉄管や硬質塩化ビニール管に、また給水管はポリエチレン管に更新工事を完了しております。

現在の町全体の配水管は、法定耐用年数を経過したものはなく、平成26年度の有収率は97.9%であり、配水管の漏水はほとんどない状況でございます。

施設のメンテナンス状況でございますが、職員が水道施設管理業務マニュアルによりまして、日常点検や水質検査を行っております。また、専門的な施設としまして、電気計装、水位制御、減圧弁等は業者に点検を委託しております。業者からの部品交換の周期や改善の提案内容等を考慮いたしまして、計画的にメンテナンスを実施しているところでございます。

続きまして、要旨2の桁沼耕地の道路整備についてでございますが、桁沼耕地内は、現在2車線に整備されている道路は、笹川い地先の県道旭笹川線から青馬地先の県道小見川海上線を結ぶ町道0101号線の1路線だけであり、今のところ桁沼耕地内の主要道路の拡幅整備計画はございません。

町では、今年度から国土調査事業によりまして、桁沼耕地内の一筆地調査を実施しております。今後、境界が明確になり、道路整備計画が立てやすくなります。桁沼耕地内の主要道路の拡幅整備につきましても、通学路の安全確保だけでなく、農業などの基幹産業の安定にも寄与するものであり、今後、土地改良区とも協議しながら整備を進めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私から質問事項2の町内各区の社会変化についての質問要旨1、町内各区への加入状況についてでございます。

町内の区への未加入、脱退世帯については、増加傾向にあるものと認識しております。毎月各区にお願いしてございます広報配布の件数で比較しますと、平成23年2月で3,900件、平成28年2月で3,815件となっております、5年間で85件減少しております。

一方、町全体の世帯数は、平成23年2月時点で4,831世帯、平成28年2月現在では5,085世帯で、254世帯増えております。世帯数は増加傾向にある一方で、区への加入世帯数は減っているというのが現状でございます。

次に、質問要旨2の未加入・脱退世帯の問題ということでございますが、行政協力員まちづくり会議におきましても、区民の中で区を抜きたい人がふえているといったことが話題となっております、区長さん方からいろいろなご意見をいただいた経緯がございます。

例えば、新たに地区内に引っ越ししてきた方が区に入ると区の役が回ってくるという理由で、区には入らない人がいるとか、お年寄りの一人世帯で区の行事にはなかなか参加できないので、区を抜きたいという人がいる、そういったご意見も出ておりました。

区によっては、役員を免除するからとにかく区に入ってほしいと勧誘したり、あるいは経済的な問題は区費等を減免したりするなど、それぞれの区で苦心され、また努力をされているようでございます。

町としましては、区の問題はなかなか関わりが難しく、こうすれば解決するといった明快な答えが見出せないのが現状でございます。しかしながら、各区は災害時に区民の安否を確認したり、あるいは区民がこぞって地域の祭りを開催するなど、防災や伝統文化の伝承、連帯感の情勢といった面で大変大きな役割を果たしており、地域社会の基盤であると考えております。

また、区長さん方には行政協力員として町政運営に特段のご支援、ご協力をいただいているところでございます。

町といたしましては、町外からの転入者に窓口で自治会加入の促進のパンフレットを配布して案内しているところでございます。

また、区の運営が円滑に行われますように、限られた予算の範囲内ではございますが、区運営交付金という形で側面から支援しております。引き続き、できる限りのご支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上です。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

水道事業につきましては、今、漏水等もなく安定して供給できているというようなことをお聞きしました。

昨年の暮れに東庄町人口ビジョン素案をいただきまして、45年後の町の人口推計は、現在の3分の1位になるという予想が出ておりました。余り信じたくないのが事実でありますけれども、現実には現実として考えていかなければならないというふうにも考えております。

そういった中で、住宅を集約しない限りは、低密度の分散住宅へ供給する水道管の距離というのは、今とそんなに変わらないというふうに思いますので、今後、耐用年数を迎えていく部分のメンテナンスとか補修の計画、人口がこのように減少の推移をたどるときの利用料金の積算、そういったものは利用者である町民が一番関心の高いところではないかというふうに思いますので、長期的な観点からも対応をお願いします。

それから、桁沼耕地の道路整備のことではありますが、今、TPPの問題、あるいは米価の下落等で水稻の耕作者は一挙に集約が進むと予想されています。しかし、規模も大規模化するにつれて、機械も大型化しています。搬送する車両も大型化していますので、コンバインは、6条刈りは自重が3.5トン位あるわけでありまして。それを乗せて積載するということになると、車の重量と合わせると、かなりの重量のものが通っているわけでありまして。そういった面から、やはり道路の整備というのは非常に拡幅補強をしていくことが大切ではないのかなというふうに思います。

また、桁沼にはJAの米倉庫もありますので、米倉庫から搬送といったものは大型トラックが利用されるわけでありまして、逆に幹線道路を整備をすることによ

って、送水管とか、道路を守る事にもなるのではないかなというふうに思いますので、米価とともに今、水田の価格そのものも非常に下がっているというふうに聞いておりますので、拡幅補強等の整備の早期実現をお願いしたいと思います。

それから、町内各区の加入状況でありますけれども、自分から進んで役員になりたがる人はいない中で、地域が協力して、お互いさまの精神で暮らしていくことが大事だと思います。

今日の社会環境というのは、逆の方向で、個々それぞれというような形になっているわけでありまして。地域防災の問題の一つに、新規住民の混在というのが逆の意味でこれは障害となっていると。古くからのしきたりや慣例に新規住民がなじめず、区に加入しないとといった問題であります。また、大阪の医師が過去1,000人余りの60歳以上の人に聞き取り調査をした結果、ひとり暮らしの高齢者は、家族と同居しているよりもひとり暮らしのほうが生活の満足度が高く、悩みは少ない。体調が余りよくない人でも、独居のほうが満足度が高かったという調査結果を発表しました。こういうことは、今の生活状況の生活形態の二世帯住宅というようなことが物語っているのではないかなというふうにも感じます。

ある老人は、3年前に夫を亡くしてひとり暮らしとなったが、80歳を超えて毎日外出し、自由を楽しんでいると。ひとり暮らしの不安はないかということを探ねたら、子供夫婦に気を使ったり、迷惑をかけたくない。何か異常があったときは、新聞配達に2日たったらここに連絡してくれということで、連絡先を頼んであるというふうに記載されておりました。家族といえども、人との関わり合いが煩わしいというふうに感じることもかもしれません。

とはいっても、こういうことに町としても強制加入はできないし、区としても強制加入や脱退をさせることはできません。住民も加入脱退は任意であり、平成16年の裁判の判例もそのようになっています。役員は免除して地域の環境整備、そういった面に最低限度の区費の負担をしてもらって、行事もできるだけ参加してもらような働きかけをしてはどうかというふうに思います。

昔から、遠くの親戚よりも近くの他人ということわざがあるように、家族があり、隣近所、それから組とか、班というふうに組織され、集落の共同体が組織されているわけでありまして、まちづくりというのは集落づくりではないのかなというふうに思います。

結果、行政サービスの面からも、個々の対応が簡素化できた部分を他のサービスへ振り分けることができるので、災害時の共助の面からも非常に重要な事案であるということで、今後、いろいろな場面で協力をお願いしていただけたらという願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

9番、高木です。では1回目の質問をさせていただきます。

要旨の1番目、人口急減に対する処方せんは。本町における人口減少は、10年くらい以前より見受けられ、最近はそのスピードが上がってきたように思います。この人口減少問題は、大きな政治課題です。国立社会保障人口問題研究所が発表した2040年の東庄町の人口は、8,120人です。この30年間で人口は半減し、二十から39歳までの若年女性の割合も68%減少するということです。

若年女性の減少率が高いのは、県下で4番目です。この状況が続けば、人口減少は更に進むのではないかと懸念されます。

また、日本創成会議は、本町を消滅可能性自治体として挙げています。本当に残念なことです。人口減少により、医療や福祉、教育等の生活に必要なサービスをどのようにして維持していくのか、地域の産業や雇用をどう開発していくのかなど、多くの課題に取り組む必要があります。これらの問題解決のためには、まずは議会、行政、住民が事実をきちんと認識することが大切です。人口減少は、将来の問題ではなく、今の問題です。町はこの人口減少問題に対して、どのような認識でいますか。また、どのような処方せんを持っているのでしょうか。お伺いいたします。

要旨2番目、人口減少と町の活性化について。人口減少と町の活性化には、相関関係があります。町は、活性化対策として、各種イベントの開催や婚活、そして子育て支援等、いろいろな対策を行っていますが、人口減少には効果が上がっておりません。人口減少が進行すると納税者が減り、税収も減ります。商店では、お客さんが減り、売り上げが減少します。農家では離農する人が増えています。その結果、働く場所を失います。これはまさに人口減少のスパイラルです。この人口減少を解

決する方法として、三つが挙げられます。

1 番目には、大規模な工場や大型商業施設の誘致。2 番目には、住環境の整ったベッドタウンの誘致。3 番目として、地域の特徴ある資源を生かした産業開発をすることなどが思い浮かびます。これらの活性化策について、町の執行部だけで考えるのは大変なことかと思えます。人口減少問題という最大の政治課題の解決には、議会、農業委員会、教育委員会、そして町民を含め、皆で話し合い、考えていかなければなりません。議会やこれらの委員会の活性化なくして、町の活性化もありません。

特に議会は問題解決のため、会議を開き、この町にとって最良の方向へと導いていく責務があります。しかし、残念ながら、議会としての機能が全く果たされていません。住民の意向を町政に反映させるためには、議会の憲法たる東庄町議会基本条例の制定が不可欠です。この条例の制定は、町民のためであり、人口減少にくさびを打ち、町の活性化に資するものであると確信いたします。

町は、この東庄町議会基本条例の制定について、どのように考えますか。お伺いいたします。

以上で私の 1 回目の質問は終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

高木議員のご質問、人口減少問題についてでございます。

要旨 1 点目につきましては、人口急減に対する認識と、どのような処方せんがあるのかというご質問でございます。

町といたしましては、人口減少問題に対しては、重要課題として取り組まなければならない問題であると認識しております。そして、この人口減少問題に対する処方せん、特効薬については、なかなか難しいというのが現実でございます。

しかしながら、問題は発生してきています。国は、地方創生事業を立ち上げました。町はそれを受けて必要な施策を取りまとめた東庄町人口ビジョン及び東庄町総合戦力を策定いたしました。東庄町の課題を克服し、特色や強みを生かしながら、人の定着、仕事づくり、まちの魅力づくりに取り組んでいきたいと思っているところでございます。

要旨2点目の町の活性化についてのご質問についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、町の活性化については町だけでは解決できる問題ではございません。議会、そして各種委員会及び団体等、町に関係する全ての人がまちづくりを進めていく必要があると思っているところでございます。

要旨2点目の後半部分のご質問でございますが、議会基本条例の制定につきましては、議会内部において充分議論していただくことが必要かと思っておりますので、私からはお答えできる立場ではございませんので、回答は控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

9番、高木です。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

東庄町民から選挙で選ばれた議員により構成される東庄町議会は、同じく町民から選挙で選ばれた町長とともに、東庄町の代表機関を構成しています。この二つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、それぞれが異なる特性を生かして町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、東庄町としての最良の意思決定を導く共通の使命があります。町長が統括する執行機関の役割は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることとあり、議会の役割は執行機関が行う事務の執行が適切かつ効率的になされているか監視するとともに、住民の意向が町政に適切に反映されるよう、政策の立案と提言を行うことにあります。

近年、より高度化し、多様化する住民の期待に応えていくためには、ふだんの議会改革と研鑽に励むとともに、積極的な情報公開と説明責任を果たしながら、議会機能の強化を図り、議会のあるべき姿を追求していかなければならないと思えます。

今こそ町民の負託に的確に応え、真の住民自治を実現することができる議会を確立するため、東庄町議会における最高規範として東庄町議会基本条例の制定が必要です。この条例の制定は、議会だけの問題ではありません。人口減少社会に立ち向かうためには、必要不可欠であり、まさに東庄町のため、町民のための条例ではな

いでしょうか。

そこで町長に伺います。この条例の制定に向けて、議会に協力していただけますか。責任ある答弁をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議会の基本条例、どこが最初に作ったと思いますか。大阪の箕面市ですね。これは自らの議員が作った基本条例であります。執行部は自治基本条例があります。変えて言えば、まちづくり条例は執行側がつくる条例であります。議会の基本条例は議員の皆さんの理解の中で、そのルールを決めて、議会の中で作り上げていく、これが議会基本条例であります。大体この条例がつくられてから、2009年、そしてまた基本条例でありますから、自治基本条例は2006年あたりにつくられて10年ちょっと経過をしております。私は、今の高木議員が議員に当選された頃に議会の基本条例はいかがですかと聞いたことがありましたね。お忘れですか。そのときに全く関心を示さなかったではないですか。それが今、急に執行側にこれをどうしようかということの質問が来た。まさしくこれは逆の発想ですよ。自らのことは自らが決める。これが議会の基本条例のルールであります。

それから、まちづくり条例は町民と一緒にあって、また議会も一緒にあって決めるのが自治条例でありますから、この辺を間違わないようにしていただければと、このように思います。

一番最初に決めるのはルールなんです。そのルールを決めてから、議会の中でもんで、それから基本的なものがありますから、その専門的な人たちのアドバイスをいただきながら決めていったらいかがですか。私はそう思います。

それから、議会の中で、今、私は議長に聞いているのかと思ったのです。議長さんに質問しているのかと、こう私は思いました。作るか、作らないかは、議会の相違の中で決定をすべきだと私は思います。

以上であります。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9 番（高木武男君）

この議会基本条例については、以前、同僚議員も質問しましたが、議会のことは議会でやってくれと、そういう答弁でありました。町が人口減少もなく、何も問題がなく進んで、上向き、そういう町政の場合はいいのですけれども、今、急激な人口減少問題が起きている。こういう中であって、やはり町長と議員、議会というのは、両方、選挙で選ばれた代表です。ですから、町長、町の執行部と議会が一緒になって、いろいろな問題に対して議論していくこと、これが一番大事だと思います。その意味でも、残念ながら今の議会はいろいろな諸問題について余りにも議論していません。ですからこの基本条例を私は制定したいと思います。

残念ながら、今の議会の中では、関心のある人が少ないのです。この重大な局面で、ぜひ町長にもこの条例案を、作ることに、賛同といたしますか、一緒になって、私は作りたいと思うのです。

平成40年には人口が8,120人とされています。それからもう10年もすると、5,000人台になると見込まれます。50年後には人口は3分の1ですよ。

議長（土屋 進君）

高木武男君、ちょっと質問の最中なんですけれども、要旨とかけ離れてきているんじゃないですか。ちょっと一考をお願いします。

9 番（高木武男君）

ですから、議長、質問中にちょっとそれはおかしいと思います。大事な話なんですから。

議長（土屋 進君）

大事な話も、今、一般質問でしょう。

9 番（高木武男君）

一般質問ですよ。当然ですよ。

議長（土屋 進君）

誰にあれですか、今。

9 番（高木武男君）

いいんですか、これで。

議長（土屋 進君）

議会運営委員長でしょう、おたくは。

9番（高木武男君）

そうですよ。だから、東庄町の今、この人口減少問題で大事な時ですよ。

議長（土屋 進君）

暫時休憩をお願いします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時01分 再開）

議長（土屋 進君）

一般質問を再開します

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

わかりました。性急にこういう基本条例とは思いませんが、一つのたたき台ということで皆さんにも認識していただければありがたいかなと、そう思っております。

基本条例、それから自治条例の話も今、町長のほうから出ましたけれども、そういうことも含めて、これからみんなでやっていこうではありませんか。

以上で私の最後の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網でございます。早速質問に入らせてもらいます。

財務4表について。今回は違う側面から質問をいたします。

財務書類、財務4表とは、企業会計に用いられる発生主義に基づいて作成された財務資料のことで、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成することとされております。

そこで第1点目、東庄町の財務4表の作成方式等についてお聞きいたします。

作成方式について、我が町では、地方財政状況調査、決算統計調査を活用し、作成する総務省方式改定モデルを採用しておりますが、各自治体について制度が統一されていませんでしたので、比較が困難でありました。総務省より平成30年3月末までに財務書類等に統一的な基準が設定されておりますが、そこで統一基準の導入についてお聞きいたします。

まず第1点目、固定資産の準備についてお聞きいたします。また複式簿記の導入について、それぞれの進捗状況をお聞きします。

次に、出納整理期間における出納とは、基準日までに終了したものとなっておりますが、地方税等における延滞金の発生について、その処理の方法をお聞きいたします。

次に、有形固定資産についてお聞きいたします。

国の示す耐用年数表により、残存価格ゼロの定額法で減価償却を行いますとありますが、備忘価額を残存価額として記帳したほうがよろしいのではないかと私は思いますが、どのように思いますか、お聞きいたします。

その他として、基準の統一化を行うことで総務方式改定モデルと作成方式の違いは何かを教えてください。

2点目、歳入歳出決算書と財務4表について、その整合性についてお聞きいたします。

現金主義で作成された歳入歳出決算書と発生主義で作成された財務書類をどのように整合性を持たせるのかお聞きいたします。

また、総務省方式改定モデルの財務書類の活用方法についてお聞きいたします。

質問事項2、高齢者・障害者に対しての行政サービスをお聞きいたします。

第5次東庄町総合計画推進進捗状況についてお聞きします。全国的な高齢化社会の到来に従い、我が町でも人口の減少とともに高齢化が進んでおります。

また、障害者に対しても自立に向けたそれぞれの施策を行っております。それでは、第5次東庄町総合計画、7章の主な活動をお聞きいたします。

高齢者に優しいまちづくりの推進、高齢者在宅福祉サービスの充実、高齢者福祉施設の整備、生きがい対策の推進、介護保険制度の円滑な運営、障害者の自立支援、障害者の社会参加支援、それぞれの施策が行われておりますが、高齢者福祉、障害者福祉の進捗状況をお聞かせください。

2番目、障害者差別解消法について。

平成28年4月に施行されます障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく相互の人格と個性を尊重し合いながら、共存する社会の現実を目指す法律です。障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公

共団体の機関がそれぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるようになっております。我が町ではどのように対応しているのかお聞きいたします。

以上をもちまして1回目の質問といたします。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

大網議員のご質問、質問事項1点目、財務4表についてでございます。

その要旨1としまして、財務4表の作成方式等についてお答えいたします。

初めに、固定資産台帳の準備についてでございますが、平成28年度当初予算に作成委託料を計上しております。平成28年度中の完成を目指しております。

また、複式簿記の導入についてでございますが、現在使用しております財務会計システムに新たに公会計システムを追加し、データの期末一括返還による対応を予定しております。

次に、償却資産の扱いについてお答えいたします。当町の作成方式では、耐用年数を経過した償却資産は残存価格ゼロとして扱っております。現在、総務省が示しております統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいては、償却資産が耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価格1円を計上するとなっております。今後統一基準により、財務4表を作成する時点で対応したいと考えております。

次に、作成モデルの違いについてお答えいたします。現在使用しております総務省改訂モデルと総務省が示しております統一的な基準モデルでは、大網議員がおっしゃるように、発生主義複式簿記と固定資産台帳の導入が必要となっております。

次に、質問要旨の2、歳入歳出決算書と財務4表についてお答えいたします。

総務省の研究会報告書では、今後も予算の適正かつ確実な執行を図るという観点で、確定性、客観性、透明性にすぐれた現金主義会計を採用するとされております。そして、統一的な基準による地方公会計は、現金主義会計を補完するものとして整備するとされております。

次に、財務書類の活用についてお答えいたします。当町の現状としましては、近隣との財政状況の比較や予算編成の資料としております、総務省の活用事例としま

して、マクロ的な観点では、行政指標の設定、適切な資産管理、ミクロ的な観点では、予算編成への活用、施設の統廃合などが挙げられております。今後も活用を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうからは地方税の延滞金の処理方法についてお答えいたします。

延滞金でございますが、町財務規則に基づきまして処理をしているところでございます。延滞金は、納付があつて初めて金額が確定するものでありまして、納付があつたときに調定を起こすこととしているところでございます。

以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の2番目、高齢者、障害者に対する行政サービスについてお答えいたします。

質問要旨の1点目、第5次東庄町総合計画における高齢者・障害者対策の進捗状況についてですが、平成26年度から平成28年度の実施計画に基づき、主な施策を説明いたします。

まず、高齢者施策では、認知症高齢者支援対策として、地域住民や関係機関に認知症サポーター要請講座を実施しており、今年度は小学生にも実施いたしました。今後も多くの方々に認知症への理解を深めていただきたいと考えております。

また、介護予防事業として、今年度新たにミニデイサービスを開始いたしました。これは外出の機会がない方などで、閉じこもりになるおそれがある方を対象にした運動教室で、ボランティアの協力もいただいております。さらに介護施設の待機者が多くなっていることから、町の介護保険事業計画に基づき、今年度、特別養護老人ホーム整備事業者の募集を行い、事業者を選定し、現在、平成29年度開設に向けた協議を行っております。

障害者施策としましては、障害者の自立支援、社会参加支援を図るため、東庄町

障害者地域自立支援協議会で地域生活支援、就労、療育の各検討会を組織して、積極的に取り組んでおります。

まず、相談支援体制の強化として、総合相談窓口を直営及び委託で2カ所設置しております。移動支援としては、福祉タクシー事業で、小中学生、高校生への通学助成も行っており、就労移行支援では、ハローワークなど、関係機関と連携して雇用の促進に努めています。

また、地域生活支援として、グループホームなどへの助成を行っており、今年度に笹川なずな工房でグループホームを開設しましたので、東庄町からの入所者を積極的に勧誘したいと考えております。

続いて、質問要旨の2点目、障害者差別解消法についてですが、この法律は行政機関や民間事業者が対象となっています。町では、障害者差別解消法を周知するためのパンフレットを作成いたしましたので、3月の広報配布に併せて回覧をお願いいたしました。

また、事業者向けの啓発を進めるため、町商工会にも協力をお願いしております。

さらに今後は町職員にも研修会等の実施を検討したいと考えております。

なお、障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、東庄町障害者地域自立支援協議会の中で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

ありがとうございます。それでは、財務4表について、再度質問をさせていただきます。

固定資産の準備と複式簿記の導入ということで、固定資産は28年度中に作成されるということで、大変ですが、一つ一つお願いしたいと思います。

そして、複式簿記の導入なんですけど、これは多少考え方だけを、そのやり方だけではなくて、考え方を導入してもらいたいという意味でございます。

それと地方税の延滞金につきましては、厳密なる発生責任におきましては、本来は発生しているということなんですけど、簡便な方法でもいいということでこちらは解釈しますので、今の方法でよろしいのではないかと思います。

それと歳入歳出決算書と財務4表の、この整合性ということにつきましては、収支報告書から導入法を用いて作成されたのが財務4表ということで、できたら総合表みたいなものを作ってもらえれば、収支報告書から財務4表になったんだよということがわかると思いますので、その作成をできたらお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者・障害者の行政サービスにつきましてはですが、先程認知症サポーター養成講座、これを小学生に行われたということで、今年はできたら中学生にも行って、町民みんなに報告といいますか、実施をしたほうがよろしいのかなと思います。

それで、介護予防事業なんですけど、これは健康事業の延長ということで、どんどんやってもらえるほうがよろしいかと思っております。

それと、最後になりますが、障害者福祉も東庄町からの入居を積極的に勧誘しているということで、どんどん勧誘すべきだと思います。勧誘することにより、町民の人口が増えるのではないかと私は期待しております。

それと最後の障害者差別解消法支援協議会ですか、これの設備はなるべく早く、4月から行われるということなので、なるべく早く会議を開いてもらいたと思います。

以上、要望としてこれで終わりにします。以上です。

議長（土屋 進君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。議長のお許しをいただき、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めの質問事項であります女性活躍の推進について伺います。昨年8月に女性活躍推進法が成立いたしました。推進法の主な内容とこれから町として取り組んでいく計画等をお聞きしたいと存じます。

また、男女共同参画社会基本法第13条の規定に基づく第4次男女共同参画基本計画が、昨年12月25日、閣議決定されました。我が町としては、平成26年度より男女共同参画担当係を設置して取り組んでいるところかと思いますが、更なる女性の活躍推進に関する取り組みについてお聞かせください。

次に、子育て支援について伺います。

本年度、東庄町総合戦略策定にあたり、町民の代表による会議を開催して、広く意見を求めてきたところかと思えます。東庄町人口ビジョン総合戦略アンケート調査の集計結果及び東庄町総合戦略の素案を見せていただきました。アンケート調査の自由意見の記載も読ませていただきました。さまざまなご意見、ご要望がありました。人口減少をいかに抑えるか、またどうしたら町が元気になっていくか、それを町としてどのようにまとめ、何に取り組んでいくべきか大変難しい仕事だと理解しております。

今、人口減少を少しでも食い止めるため、どこの市町村も色々と施策に取り組んでいるところかと思えます。

私は、我が町はこれまでも子育て支援に関しては、近隣に先駆けて取り組んできて下さったと承知しております。これを先に述べさせていただきます。

この度国は、現状さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施することとしています。この事業の内容と我が町の取り組みについて伺います。

私は、これまでも何度も子育てに関することを1カ所に対応できる専門の窓口の設置を提案してまいりました。近隣の市町でも、多くが子育て支援課の窓口を設置しております。子育て世代に寄り添った対応ができる専門の窓口が絶対必要だと考えます。

この度の事業とも連動するものかと思えます。我が町の取り組みについてお聞かせください。

次に、認定こども園の設置に関して質問いたします。

香取市小見川の認定こども園が来年4月に開園する予定で、現在工事が進められているところかと思えます。現在ある小見川幼稚園と保育園を廃園し、定員230名で香取市内及び近隣から募集するようです。私は一昨年、多古町で開園したこども園を常任委員会として視察してまいりました。動き出したばかりでまだ課題も多くあるかと思えますが、時代のニーズに適應する施設だと考えます。

この度のアンケート調査にもありましたし、多くの町民からも我が町でも認定こども園設置の要望があります。東庄町は幼稚園は町立で2園、保育園は私立が3園

という現状です。多古町も香取市も、公立だけをまとめたので、容易にできたということは承知しております。私立の3事業者をまとめるということが大変だということもよく理解しているつもりです。しかしながら、町民の要望はあるのです。公立と私立をまとめてできたところもあるということも耳にいたしました。保育園の施設も大分老朽化してきております。

また、近年、保育園の入園希望者はゼロ歳児や1歳児が以前より増加傾向にあると思われまます。保育園もゼロ歳児、1歳児が多くなると保育士の数もふやさなければなりません。増えることを見越して採用しておいてくれれば対応も容易かもしれませんが、現状では費用のこともあり、できていないのが現実です。

今年においても、保育園に預けることができなかつた保護者もおりました。今後働きながら子育てする保護者は益々、増えていきます。先ほど来年度の幼稚園の入園予定者の人数は、行政報告でも伺いましたが、最新の情報をお聞かせください。

現状では、保育園に何年か預けて、1年だけ別の幼稚園に入れるという家庭も減ってくるのではと考えます。町は平成32年度に小学校の統廃合を予定しています。小学校に入る前の乳幼児期の保育のあり方及び幼児教育のあり方を見直すチャンスではないでしょうか。人口減少対策として、何に重点を置くのか、町の裁量が問われます。認定こども園の設置のお考えがあるか伺いいたします。

次に、乳幼児の紙おむつの助成について伺います。

昨年、町内を歩く中で言われた要望です。「旭市では、赤ちゃんが生まれたら、市から紙おむつの購入に毎月3,000円出るんだって、娘が旭に嫁いで、子供ができたから助かっているよ、東庄は無いよね。」とのことでした。早速調べました。2歳未満の子供に対して、市内の指定の店で使える月額3,000円の紙おむつ購入権の助成でした。インパクトのある政策なので、口コミで近隣の町にも聞こえてきているようでした。単刀直入に、我が町としては実施する考えはありますか。

以上、1点目、女性活躍推進について、2点目、子育て支援について、答弁を求めます。

1回目の質問は終わらせていただきます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、山崎議員のご質問、女性活躍推進について。女性活躍推進法の成立を受けて、我が町の取り組み状況というご質問でございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が平成27年8月に成立いたしました。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力を十分に発揮して、活躍できる社会の実現を目指しているという法律でございます。

今年度、東庄町では、東庄町男女共同参画計画を策定いたしました。この計画は、女性活躍推進法に基づく東庄町の推進計画としても位置づけております。この計画に沿い、総合的に東庄町の女性活躍施策を推進してまいります。また、子育て世代の女性の会の設立を目指しております。出産、子育て等の支援や交流づくりが目的でございますが、その中で生じる課題等への取り組みは、女性が活躍できる環境の整備につながると思われまます。

東庄町役場においても、一事業主といたしまして、女性の意欲、能力の活用を図るため、研修機会を確保するとともに、適材適所を基本に、女性の管理職及び係長職登用を積極的に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の2番目、子育て支援についてお答えいたします。

質問要旨の1点目、子育て世代包括支援センターの整備についてですが、国が今年度から進めている事業で、おおむね5年後までに全国展開を目指しております。妊娠期から子育て期に渡るまで、地域の特性に応じて必要な情報を共有して、切れ目なく支援することが条件となっており、ワンストップの相談窓口が求められております。

町では、子育て専門の窓口は設けておりませんが、保健福祉総合センター内には子育て支援の福祉係と母子保健の保健衛生係が相互に連携を取り合っており、状況に応じて教育課や町民課とも連絡を取り合っております。

また、今年度中に子育てガイドブックを作成し、妊娠期から子育て期の世代に配布する予定ですので、関係する課と情報を共有して、支援漏れのない体制を構築し

ていきたいと考えております。

続いて、質問要旨の2点目、認定こども園の設置の取り組みについてですが、近隣の多古町と香取市の認定こども園については、公立の幼稚園と保育園をあわせたもので、東庄町では公立の幼稚園2園と私立の保育園3園となっておりますので、早期に統合するのは難しいと考えております。ただ、議員さんがおっしゃられましたように、保育園の老朽化も進んでおり、幼稚園の入園児も減少しておりますので、保育園の今後の考え方等を伺いながら、認定こども園にも幼保連携型以外に幼稚園型や保育所型などもありますので、東庄町の実情に合った方策を検討したいと考えております。

なお、来年度の幼稚園の入園予定者は、教育課の所管ではありますが、私の方からお答えいたします。

3月1日現在で、対象児童数87人、入園予定児童数は47人で、54%となっております。

続いて、質問要旨の3点目、乳幼児の紙おむつの助成についてですが、県内では余り実施していないようですが、全国的には徐々に始まってきているようです。子育て支援対策として必要かとは思われますが、助成額、助成期間等について、専門的な意見等も伺いながら検討したいと考えております。

以上でございます。

議論（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

総務課の答弁の女性活躍推進についてですけれども、最初にちょっと申し上げたいのは、やはり女性も働きながら子育てをして社会進出をしていくというのが大きな前提だと思いますけれども、子育て支援にも絡みますけれども、保育園に預けられないで働けないという親御さんが出たということは、それもちょっととても残念なことだと思いますので、全体を見て考えていただけたらと思います。

推進法としてはちょっとまた違うのかもしれませんが、今議会で提案されます農業委員さんの任命も、10名中3名が女性登用であり、教育委員さんも現在は4名中1名が女性です。各審議会委員も、今年度、女性が数多く登用され、私は大変にうれしく思っております。これは執行部の皆さんの努力と、またここにいら

っしゃる議員各位のご理解の賜物だと確信しております。

また、先ほど総務課長が申されたように、新年度の職員の管理職登用についてもお考えいただいているということですので、期待したいと思っております。

これからさらに生活に密着した女性の声をまちづくりに生かしていけるよう、また女性が社会の中で輝いていける取り組みを推進していただけるよう、お願いしたいと思います。

次に、子育て支援について答弁いただきましたが、妊娠したら母子手帳の申請は保健センターに行きます。赤ちゃんが生まれたら出生届は町民課の窓口に行き、そこで説明され、子供の医療費助成の受給権は保健センターに手続きに行く。多分、出生届は母親はまだ行けませんから家族が行くと思います。申請はあっちに、こっちにということになります。

一つの窓口で、全てできるようにしてあげてもいいのではと考えますが、いかがでしょうか。

また、保育園のことは健康福祉課、幼稚園のことは教育課となります。ワンストップで支援してあげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

子供一人一人の問題もさまざまです。今も担当課で連携を取り合って、対応してくれているとのことですが、保護者の中にも周りからいろいろな情報をキャッチできる人と、そうでない人がいます。できれば、専門の窓口を設置して、初めての子育てが不安なくできるよう、支援をお願いしたいと思います。

子育てガイドブックはまだ拝見しておりませんが、我が町が一生懸命取り組んできたことが皆さんにPRでき、子育てするなら東庄とっていただけたらうれしいですね。

認定こども園についてですが、まず、幼稚園の28年度の予定数が47人、今年度も47人で、対象者の約半数でした。先程述べましたが、これからも同様の状況が続くと考えられます。2年、3年の幼稚園を希望する人、ゼロ歳児からの保育を希望する人、それぞれの実情があります。それらの要望をかなえるため、更に町全体で子供たちを育てていくという観点から、現在ある私立の保育園の事業者と町とで子育て支援に関する話し合いの場を設けるお考えはありませんでしょうか。これは町長でなければできないものだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、紙おむつの助成については、旭市と同じにとは申しませんが、必ず良い

方向で検討していただけると信じております。

以上で2回目を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

2回目のご質問、何点がございまして、私のほうからは窓口の集約についてということで、それと子育て課のような窓口の設置はというご質問、その2点についてお答えさせていただきます。

窓口集約については、議員おっしゃる通りのようなことございまして、今後の検討課題ということとしたいと考えておるところでございます。

また、窓口の設置ということで、子育て課のような担当窓口の検討につきましても、今後の検討課題としたいというように考えておるところでございます。

以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

先ほどの認定こども園の関係につきまして、議員さんおっしゃられたように、保育園のほうも老朽化しているということで、今後、保育園と行政の話し合いの場を設けたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

では、最後の質問になります。

町長にはよくお耳に入っていると思いますので、今すぐ即答はできないと思いますので、今、福祉課のほうからも、これから保育園、町全体で保育、子育てに関する話し合いの場をとということがありましたので、とても難しいことだとは思いますが、是非検討していただきたいと思っております。

窓口の設置も検討ということで、良いほうに検討していただきたいと思っております。

最後に、この場をおかりして3月末で退任されます清水副町長に一言感謝とお礼を申し上げたいと思います。

私は議会事務局長時代に大変お世話になりました。総務課長、その後は副町長として、岩田町長を万全の体制で支えてこられました。知識も豊富で、行政マンとしてしっかりと仕事をされてきたことは皆さんご承知のところですが、時には厳しい指摘をいただくこともありました。私の成長を期待しての叱咤激励だったと今さらながら感謝申し上げます。

これからは外側から東庄町を見ていただき、町の発展にお力添えをいただきたいと存じます。

年下の私が生意気なことを申し上げましたが、これからも一生懸命議員活動をしてまいりますので、今まで以上にご助言をいただければ幸いです。本当に長い間ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（土屋 進君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

5番、花香孝彦です。質問事項、総合計画について。第5次総合計画の最終年度を迎えるにあたり、要旨1、「協働による暮らしやすい魅力あるまちづくり」の住民参画への周知について。2、第6次総合計画の数値目標の設定について。3、目標達成に向けての決意についてを伺わせていただきます。

まず初めに、去年の国勢調査により、日本の総人口が初めて減少に転じ、1,416市町村で人口減少となりました。国は地方分権、地方創生、1億総活躍社会など、あらゆる方法で人口減少の問題に取り組んでいます。先月、千葉県議会の一般質問

を傍聴してきましたが、千葉県の総合計画は基本理念、暮らし満足度、日本一を掲げ、千葉県に住み続けたい県民の割合が85%を超えることを目指し、地方自治、地方分権の流れの中で、地域が自立して、個性と魅力ある地域づくりが求められています。

千葉県内の市町村、全国の市町村がそれぞれに魅力ある地域づくりを、総合計画を確実に進めることによって、日本全体に活気が生まれ、結果として人口減少の対策となる総合計画が重要であると考え、質問をいたします。

第5次総合計画とは、平成19年から平成28年までの10年間の東庄町の将来の方向性を示す指標として、町の最上位に位置づけられている計画となります。暮らしやすさに特化した町を目指し、住むことに快適な町の実現に向けた取り組みを進める決意で、第5次の総合計画が策定されました。

その第5次総合計画、基本構想の基本理念は、協働による暮らしやすい魅力あるまちづくりです。この漠然とした理念を達成するためには、基本構想、基本計画へと細分化し、具体的に数値化したものが目標達成のための目標値設定となります。

この目標値を誰が達成するのかが平成20年12月の総合計画についての一般質問の中で具体的に示されておりましたので、答弁の要約、一部抜粋ではございますが、紹介させていただきます。

議会の皆様方をお願い申し上げたいのは、それを了承したからあとは執行部でやりなさいということではなくて、基本的には町をつくっていくのは執行側でもありませんし、議会でもありません。そこに住む方たちが一丸となって執行部も議会も理解をしていただいて、それで進んでいくべきだと思っております。

これを住民の方々にも理解し、徹底していただくことによって、いろいろな展開を期待、効果があらわれると。5次の計画の中の最大の目標は、住民のパワーであり、民間でできることは民間で、行政側として支援していただく。以上、要約一部抜粋となりますが、そこに住む方たちが一丸となって進んでいくべきだという答弁を協働が重要であるという答弁をいただいていると受けとめさせていただきました。

その協働とは、その町民と行政の連携などであり、まちづくり会議など、いろいろな形で進んでいますが、目標値を利用した取り組みについては、職員や議員、町民へとなかなか浸透させることがまだできていないのではないのでしょうか。

目標値を設定したことで、進捗状況や達成状況を町民と共有が進み、まちづくり

に対する感心、理解が深まり、積極的な住民参画の意欲を高めるには、進捗状況や達成状況を町民へ知らせる努力が必要だと考えます。

1点目の質問として、前回、平成26年6月に総合計画について、私が質問してから約2年が経過いたしました。町民へ数値目標の達成状況を知らせる活動がされたのか。基本理念のとおり、協働を求め、住民の参画につなげているのかを伺わせていただきます。

次に要旨2点目、第6次総合計画の数値目標の設定について。なぜ総合計画が進まないのか。なぜ住民参画の周知が進まないのか。数値目標の設定に問題があると考えました。予算をつけて実行に移せば目標が達成される。購入すれば終わるといような数値目標の設定では、結局は役場任せとなってしまいます。そうならないためにはどうしたらよいか。総合戦略の策定基準にそのヒントとして重要業績評価指数について記されておりました。

重要業績評価指数、KPIは、原則としてアウトプットではなく、アウトカムに関する指標であり、アウトプットとは、何かをインプットし、処理するとアウトプットとなり、どれだけの予算を投入して事業や施策を直接行うかの事業量となります。

アウトカムとは、施策を行った結果得られる成果であり、ただ単に仕事をすれば得られる結果ではなく、それによって得られる成果となり、客観的な数値を用いるということとなります。

例えば、総合計画の4章、防災体制の確立について。町民が安らげるまちづくりを目指すことを例題にしますと、現在の目標値は非常用の飲料水や非常食の備蓄数を1,000本、1,100食備蓄することとなっていますが、これは予算をつけて購入すれば終わる簡単なことであり、アウトプットとなります。

備蓄していることを周知すれば安心感を与えることはできますが、アウトカムとするには、役場の備蓄量も含め、家庭の備蓄量や自治会や企業などの備蓄量など、町内全体の備蓄数を増やしますというように町民に協力を求める抽象的な数値で目標を立てることがアウトカムと言えらる考えます。

協力を求めることで知識や協力意識が広がり、繰り返し検証し、見直しをして、結果として目標が達成される数値であり、最終的に本来の目的である町民の安心感が増えたかどうかという点が大事だと考えます。

目標値の設定は、職員が自分で解決しようとするから自分でできることを目標値としてしまうことで矛盾が生まれ、町民に周知する必要のない協力を求める必要のない目標項目となり、達成状況を知らせる必要がなくなってしまう、悪循環となってしまうことが問題だと考えます。

町民と行政が一丸となって達成する視点で目標を立ててほしいと考えます。是非総合戦略及び第6次総合計画を策定する際には、単に事業量をアウトプットを目標値に設定せずに、客観的な数値を、アウトカムを設定していただきたいと考えますが、策定にあたり、総合戦略の数値目標、KPIを基準にさせていただけるか伺わせていただきます。

次に要旨3点目、目標達成に向けての決意についてとなります。来年度は第5次総合計画の最終年度であり、また同時に第6次総合計画を策定する年であり、第5次の総合戦略の結果を待っている6次の計画は策定できませんので、数か月のうちに暫定的な結果をまとめられるのだと思います。

あと1年であるべき姿、目標値設定に記されているあるべき姿となるように確実に進めなければなりません。進捗状況や達成状況の周知が遅れ、町民の協力が得られないのであれば、達成することはできない項目もある以上、誰が責任を持って進められるのでしょうか。

情報を把握している役場側しか進められないのではないのでしょうか。町民に協力が進むように周知しないのであれば、責任を持って進めていただきたいとお願いたします。

また、10年間全く達成できていない項目や、大きくかけ離れてしまっている項目については、最終年度で重点的に進めなければならないと考えます。財源が必要であれば、補正してでも達成するように求めたいと思います。

町民の声を聞き、考え、それを達成するために決めた目標をいろいろな理由をつけてやらないという選択をせずに、最上位の計画である以上、諦めて1年前倒して終了してしまうことのないように、数年遅れてでも一度は達成するように求めたいと考えます。

総合計画に沿って施策を進めていないのであれば、計画の内容を改定し、その方向性を町民に示すべきであり、10年目の最終年度となっても計画どおり進めていくのであれば、6次の計画に進む前に10年目という節目の年にあるべき姿へ向け

て全力で取り組まなければならない大事な年度だと思えます。あるべき姿に向けて目標を達成するという決意について伺わせていただきます。

また、購入すれば、実施すれば終わるような目標値については、必ず目標値を達成していただきたいと考えるが、伺わせていただきます。

1 回目を終わらせていただきます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、花香議員のご質問、総合計画についてでございます。質問要旨 1、住民参画への周知についてでございますが、総合計画、基本計画で定めた目標と実績については、議会への報告のみとなっております。

要旨 2 の第 6 次総合計画の数値目標についてでございますが、数値目標につきましては、近年、行政評価の目的とされる指数となっている傾向がございます。効果的な事業を取り組んでいくために客観的データに基づいた目標を設定しなければならないと考えます。

本年、策定いたしました総合戦略においても、政策ごとの達成すべき成果目標を設定しており、行政活動の結果、アウトプットではなく、その結果として、住民にもたらされる成果、アウトカムに関する数値目標を設定しております。

第 6 次総合計画においても、行政が住民のためのものである以上、原則として住民にもたらされる成果、アウトカムにより設定する必要があると考えるところでございます。

要旨 3 の目標達成に向けての決意についてでございますが、後期基本計画、重点プランでお示ししてありますが、躍動連携地域力というキーワードをもとに 3 つの重点プロジェクトを設定し、安心して暮らせるまちづくり、子育てしやすいまちづくり、医療が充実したまちづくりなど、8 つのテーマに取り組んでおるところでございます。以上です。

議長（土屋 進君）

5 番、花香孝彦君。

5 番（花香孝彦君）

目標値の設定について、第 5 次総合計画策定時、10 年前にはアウトカム、K P

Iという考えもなかったときに、数値目標設定をしたことについては大きく評価しなければなりません。総合戦略を策定するに当たり、一つの基準が設けられ、目標値の設定の仕方が決められた以上、それに準じて第6次総合計画を策定することは必要であり、ただ単に予算をつけて購入すれば終わるような目標ではなく、それによって何が得られるのか成果を求めるアウトカムの目標設定にて前期、平成33年、後期、38年のあるべき姿となるように設定をお願いしたいと思います。協働の周知については、これからも協働のまちづくりを進めていただきたいと思います。多くの町民が、この町に住み続けたい、住んでよかったという多くの意思がある限り、暮らしやすさに特化した町を役場側任せではなく、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく協働の意味も含め、住民参画の意識を広めていただきたいと思います。

協働の意識を広めることが総合計画の目標達成につながり、最終的には人口減少問題の解決策となります。この目標を達成するのは、この町で暮らす人々である以上、達成状況を町民や関係者に知らせ、目標達成に向けて支援していただく。要望として、役場側は目標値などの現状というデータを知らせるといった支援を定期的に行っていただきたいと思います。町民がまちづくりへ参加する環境を支援していただきたいと思います。申し上げておきます。

最後に、もう一度協働の必要性とは何かを伺います。

私は、人口減少の対策は総合計画そのものだと考え、総合計画の達成には協働が必要不可欠であると考えています。人口減少の問題による効率化を追求した結果の平成の大合併やその後の道州制の問題を考えれば、またこれからの人口予測から見ても、小さな町村はいつかまた次への市町村合併へと進んでいきます。合併された町村からは、不満な声も聞こえており、住民の自治権を求めるような活動が見受けられ、やむなく合併してから住民自治の活動をするより、同じ活動をするなら合併前に活動したほうが単独の町として生き残ることができるのではないのでしょうか。

協働が進まなければ、結果、合併するしかなくなるという危機感を持ち、何でも役場任せ、合理性重視の団体自治寄りの考えから、少し遠回りでも町全体が住民自治寄りの考えに変わるように、総合計画重視の町政を進めていただきたいと思います。この東庄町を存続させるのもしないのも、総合計画の決め方、進め方次第であり、協働次第だと言えるのではないのでしょうか。

協働の必要性を伺い、2回目で質問を終わらせていただきます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

町では、町民の声、希望を聞かなければ行政はできないというように思っているところがございます。そして、行政を運営する場合、住民の協力が不可欠であるとも思っているところがございます。

これからの人口減少社会、少子高齢化社会に向かって協働の必要性は最重要な一つであると認識しているところがございます。

議長（土屋 進君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。

ここで総務課長、金島正好君の退席を求めます。

（総務課長金島正好君 退席）

議長（土屋 進君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

昨年12月21日付、現副町長清水正幸氏から本年3月31日をもって副町長を辞職したい旨の申し出がありました。これを受け、後任として現総務課長の金島正好氏を任命いたしたく、議会の同意をいただくものでございます。

ご承知のとおり、金島課長はまちづくり課長や農業委員会事務局長などの要職を歴任し、平成26年4月1日より総務課長としてその職責を果たしていただいております。

本年3月をもって定年退職をいたします。今後、町の対外的な面や地方創生の推進に副町長としてその力を発揮してもらいたいと考え、提案をさせていただいた次

第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで総務課長、金島正好君、入場してください。

（総務課長金島正好君 入場）

議長（土屋 進君）

日程第7、同意第2号、教育長の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第2号、教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

教育長につきましては、昨年4月から不在となっておりますが、このたび教育長として五十嵐正憲氏を任命いたしたく議会の同意をいただくものでございます。

五十嵐氏は、笹川在住で現在東庄中学校校長を務めており、本年3月をもって定年退職をいたします。

昭和55年4月から36年間、教職員として在職し、この間、香取市や成田市の教育委員会に勤務されるなど、行政事務の経験も豊富であります。適任でありますので、教育長としてお願いをいたしたく、提案する次第でございます。

任命は4月1日を予定しております。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育長の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

議長（土屋 進君）

日程第8、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから日程第17、同意第12号、農業委員会委員の任命について、以上10案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました同意第3号から同意第12号までの提案理由を申し上げます。

昨年の12月議会で東庄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数

に関する条例について議決をいただいたところでございます。

このたび農業協同組合法等の一部を改正する等の法律及び改正後の農業委員会等に関する法律に基づき、10名の農業委員を任命するため議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。ご審議の上、同意くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは4ページをお願いいたします。

同意第3号から、13ページの同意第12号までにつきましては、農業委員会委員定数10人の委員のそれぞれの方についての同意案件でございます。一括して説明させていただきます。

農業委員につきましては、農業委員会法の改正によりまして、28年4月から議会の同意を要件とする町長の任命制になりましたので、議会の同意を求めるものでございます。

委員の定数は、昨年の12月議会で議決をいただきました10人でございます。そのうち農業委員会法第8条第5項によりまして、10人のうち半数を超す人数を認定農業者とするとなっております。

そして同条第6項によりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれなければなりません。農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者でございます。

また、同条第7項におきまして、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮するということで、女性も積極的に登用するということになっております。

それでは、別紙の参考資料、1枚だけの参考資料でございますが、ご覧いただきたいと思っております。

同意第3号から同意第12号の参考資料でございます。1枚ペラでございます。

同意第3号につきましては、上代金治さん、認定農業者でございます。同意第4号につきましては、菅谷耕一さん、農業者でございます。同意第5号につきましては、浅羽ミヨ子さん、農業者でございます。同意第6号につきましては、根本美津

江さん、第8条第6項の利害関係がない方でございます。同意第7号につきましては、柳堀庄兵衛さん、認定農業者でございます。同意第8号につきましては、吉田公子さん、認定農業者でございます。同意第9号につきましては、保立和紀さん、農業者でございます。同意第10号につきましては、掛巢都章さん、認定農業者でございます。同意第11号につきましては、岡野均さん、認定農業者でございます。同意第12号につきましては、岡野豊さん、認定農業者でございます。

以上、10人の方の同意案件でございます。10人のうち認定農業者が6人、農業者が3人、利害関係がない方が一人となっております。10人のうち3人が女性でございます。

同意第3号から同意第12号につきましては、以上でございます。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号から同意第12号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、農業委員会委員の任命についてを採決します。  
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

ここで推薦人である林俊之君、大網正敏君の退席を求めます。

(6番林俊之君・7番大網正敏君 退席)

議長(土屋 進君)

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

ここで林俊之君、大網正敏君は入場してください。

(6番林俊之君・7番大網正敏君 入場)

議長(土屋 進君)

次に、同意第7号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

ここで推薦人である宮澤健君の退席を求めます。

(2番宮澤 健君 退席)

議長(土屋 進君)

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第 8 号は同意することに決定しました。

ここで宮澤健君は入場してください。

（ 2 番宮澤 健君 入場）

議長（土屋 進君）

次に、同意第 9 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

次に、同意第 10 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第 10 号は同意することに決定しました。

次に、同意第 11 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第 11 号は同意することに決定しました。

次に、同意第 12 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

ここで推薦人である鎌形寿一君の退席を求めます。

（ 13 番鎌形寿一君 退席）

議長（土屋 進君）

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

ここで鎌形寿一君は入場してください。

（13番鎌形寿一君 入場）

議長（土屋 進君）

日程第18、議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてから日程第21、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上4案を一括議題とします

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、一括議題となりました議案第1号から議案第4号までの提案理由を申し上げます。

行政不服審査法が全面的に改正をされ、本年4月1日から施行されることに伴い、所用の条例の整備を行うものでございます。

議案第1号は、法律の改正に伴い、東庄町情報公開条例と関係する条例6件の整備を行うものでございます。

議案第2号は、不服申し立てがあった場合の諮問機関であります東庄町行政不服審査会について規定をするものでございます。

議案第3号は、既存の情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護運営協議会を一つに統合し、東庄町情報公開個人情報保護審査会として設置するため、制定するものでございます。

最後に議案第4号は、新たに設けます行政不服審査会及び情報公開個人情報保護審査会の議員の報酬を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

以上4議案について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明

をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案第1号から第4号までの内容をご説明いたします。議案書の14ページをお開きいただきたいと存じます。

町長の提案理由にありましたように、行政不服審査法が全面的に改正され、平成28年4月1日から施行されます。

行政不服審査法は、行政機関が行う許認可等の決定などに対し、不服がある場合に不服申し立てができるための制度を定めたものでございます。

このたびの改正の主な内容は、一つには不服申し立ての種類が、これまで異議申し立てと審査請求の2種類あったものを、審査請求に一本化したこと。二つ目として、審査請求があった場合に有識者から成る第三者機関に諮問するとしたこと。三つ目に、諮問の前に行政機関は不服申立人と行政機関双方の言い分を聞き、論点を整理する審理員を指名し、意見書を作成するとしたこと。四つ目として、不服申し立てのできる期間を60日から3カ月以内としたこと。以上が主な改正点でございます。

議案第1号は、これらの改正点を踏まえ、本町の関係する条例をまとめて改正するものでございます。

それでは15ページをお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、第1条から第6条まで、6件の条例改正を行うものでございます。

まず第1条では、東庄町情報公開条例の一部改正を行います。内容は、「不服申し立て」という言葉を「審査請求」に改めるほか、審理員による審理手続の適用除外を定めております。これは情報公開制度において審査請求があった場合に、有識者で組織する審査会がある場合は、審理員の手続を除外することができることから、その旨を規定するものでございます。

また、今回の改正において、現在の情報公開審査会と個人情報保護審査会、個人情報保護運営審議会を一つの審査会に統合し、東庄町情報公開個人情報保護審査会

とするため、情報公開審査会の規定を削除する改正を行っております。

次に16ページをお願いします。

第2条では、個人情報保護条例の一部改正を行っております。

次に、17ページ、第3条から第6条までは、それぞれ東庄町固定資産評価審査委員会条例、町税条例、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、所要の文言の改正を行っております。

最後に18ページで、この条例は本年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。20ページをお願いいたします。

不服申し立てがあった場合の諮問機関である行政不服審査会について規定するものでございます。

主な内容といたしましては、審査会の委員は3人以内として、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、法律、または行政に関して優れた識見を有する者から町長が委嘱する。任期は3年といたしております。

次のページですが、本年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第3号についてご説明申し上げます。23ページをお願いいたします。

本条例は、議案第1号の説明で申し上げましたように、これまでのいろいろな審査会を統合しまして、新たに東庄町情報公開個人情報保護審査会を設置するため制定するものでございます。

この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第4号について説明申し上げます。28ページをお願いいたします。

本条例は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、その委員さんの報酬を定めるものでございます。いずれも弁護士等の有識者の委嘱を予定しておりまして、日額2万2,000円以内で町長が定める額としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、東庄町行政不服審査会条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、東庄町情報公開個人情報保護審査会条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第5号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第5号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、地方税法等を引用する町税条例の一部を改正する必要が生じました。

また、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、平成27年6月議会において承認をいただきましたが、更に改正する必要が生じたものです。

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じました。

以上のことを踏まえ、町税条例等の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、議案第5号、町税条例等の一部を改正する条例の内容説明を申し上げます。

今回の改正条例の構成につきましては、議案書30ページにあります改正条例第

1条で、町税条例の一部改正を行い、議案書35ページの改正条例第2条で、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております。

初めに、町税条例の一部を改正する条例、1条関係ですけれども、これについてご説明申し上げます。

参考資料の10ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明を申し上げます。

第8条から、16ページの第13条までの改正は、徴収の猶予をする場合において、徴収金を分割して納付し、または納付する方法について条例で定めるものなど、法律の条例委任事項が設けられたことに伴う改正であります。

地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、各地域の実情等に応じて条例を定めることができる仕組みを設けたものでございます。

なお、第14条から17条は削除となります。

続きまして、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、2条関係についてご説明申し上げます。

参考資料の17ページをお願いいたします。

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が交付されたことによる改正でございます。

改正内容といたしましては、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするための改正でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第5号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第6号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、及び日程第24、議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第6号及び議案第7号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等々の均衡を考慮し、定めなければならないとされております。国におきましては、平成27年度の人事院勧告に基づき、月例給与及び期末勤勉手当等の引き上げ等を内容とする給与改定を実施しております。

また、千葉県におきましても、千葉県人事院勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在県議会に提案をされているところでございます。

これを受けまして、本町におきましても、国・県の給与改定に準じた給与改定を

実施するものでございます。

議案第6号につきましては、一般職員の給与表及び期末勤勉手当の改正、議案第7号につきましては、常勤の特別職の期末手当の改正が主な内容となっております。

以上、2議案について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案第6号と第7号の内容を説明いたします。

議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

町長の提案理由にありましたように、平成27年度の給与改定について、国及び千葉県の給与改定に準じた内容で、主に次の点について改正を行うものでございます。

1点目は、官民格差を解消する給料月額を引き上げ改定を行うものでございます。給料表につきましては、全ての給料表を対象とし、平均改定率は0.3%であります。

これを平成27年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。

2点目は、期末勤勉手当の引き上げでございます。民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.1月分引き上げるもので、これにより年間4.1月分が4.2月分となります。この引き上げ分は勤勉手当に上乘せとし、平成27年12月の支給分から適用させるものでございます。

なお、改正案第2条では、この引き上げ分0.1月を平成28年4月以降においては、6月期の勤勉手当に0.05月分、12月期の勤勉手当に0.05月と配分する内容でございます。これにより、勤勉手当の支給割合は6月期、12月期とも0.8月となります。

3点目は、地方公務員法第24条第1項の職務給原則に基づきまして、級別基準職務表を給与条例の中で定めるものでございまして、千葉県に準じた内容で定めております。

続きまして、議案第7号について説明いたします。64ページをお願いいたしま

す。

特別職の期末手当の支給割合の改正であります。現行一般職の期末勤勉手当の年間支給割合4.1月と特別職の期末手当を同率としているところでございます。今回、一般職の期末勤勉手当を0.1月引き上げるため、特別職においても0.1月引き上げ、年4.2月とする内容でございます。この引き上げ分0.1月は、平成27年12月の期末手当支給分から適用させるものでございます。

なお、第2条では、この引き上げ分0.1月を平成28年4月以降においては6月期の期末手当に0.05月、12月の期末手当に0.05月と配分する内容でございます。

これによりまして、期末手当の支給割合は6月期が2.025月、12月期が2.175月となります。

以上で説明を終わります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第6号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第8号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第8号、町長、副町長及び教育長の給与月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給与につきましては、昨年4月から町長10%、副町長7.5%、教育長5%の減額措置を実施しているところでございます。このたび、この減額措置を平成29年3月まで延長すべく条例の改正を行うものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第 8 号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 9 号、東庄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 9 号、東庄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は、臨時的任用職員等が出張する際に、交通費を支給する根拠を規定するために一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、議案第 9 号の内容を説明いたします。参考資料の 71 ページをお開きいただきたいと思います。

臨時職員が出張する場合に費用弁償といたしまして、旅費を支給できるようにするため、第 8 条に根拠となる規定を加えました。

また、次のページでございますが、表の備考欄で臨時職員の旅費の額は行政職給

料表（一）１級の職員の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第９号、東庄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

日程第２７、議案第１０号、平成２７年度東庄町一般会計補正予算（第５号）から日程第３３、議案第１６号、平成２７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第２号）まで、以上、７案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、平成２７年度東庄町一般会計補正予算（第５号）から平成２７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第

2号)まで、7会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成27年度東庄町一般会計補正予算(第5号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,741万8,000円とするものでございます。

このほか第2条、繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第3条地方債の補正で、新規地方債の追加について規定をしております。

まず歳入歳出予算補正の主な内容でございますけれども、歳出全般の給与等において、給与改定に伴う増額と職員の異動等による減額を行っております。

次に総務関係でございますけれども、情報セキュリティ強化対策工事や個人番号カード等交付にかかわる経費を補正しております。

次に福祉関係でございますけれども、障害者福祉サービスとして行う自立支援給付事業を増額補正いたしました。また、国の一元補正予算で事業化をされました臨時福祉給付金事業を計上しております。

その他、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の補正も行っております。

次に、地方創生事業のうち地方創生加速化交付金事業として商工費で町の賑わい創出事業、教育費で子ども版地方創生プロジェクトを新規事業として計上させていただいております。

最後に積立金といたしまして、ふるさと応援基金にご寄附をいただいた寄附金を基金に積み立てするものでございます。

なお、歳入につきましては歳出に伴う国・県補助金や寄附金及び町債を補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては、繰越金を補正しております。

以上、一般会計につきまして、申し上げます。

次に、議案第11号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,337万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,031万7,000円とするものでございます。この補正につきましては、保険基盤安定繰入金を増額及び国庫補助金

等の精算による返還が生じたこと、また東庄病院における電子カルテシステムの更新により、特別調整交付金の増額補正をするものでございます。

次に、議案第12号、平成27年度東庄町後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,455万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、保健医療の増収に伴う後期高齢者医療費広域連合納付金の増額によるものでございます。

次に、議案第13号、平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,021万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において給与改定後に伴う人件費の増額を補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

次に、議案第14号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,342万円とするものでございます。

次に、議案第15号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

初めに予算第3条に定めまして、収益的収入及び支出の補正でございますけれども、営業費用の総経費に45万6,000円を追加し、事業費用総額で3億9,083万5,000円にするものでございます。この補正につきましては、給与改定及び時間外勤務に伴う人件費の増額補正をするものでございます。

また、予算第6条に定めまして議会の議決を経なければ流用することもできない経費につきましても、職員給与費に45万6,000円を追加し、3,167万1,000円とするものでございます。

最後に、議案第16号、平成27年度国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、申し上げます。資本的収入の補正でございますけれども、国保東庄病院の運営に特別に要した費用がありましたので、国保調整交付金を申請いたしました。これにより、資本的収入既決予定額に申請額3,337万2,000円を増額補正し、6,769万4,000円にするものでございます。

7会計の補正予算について申し上げました。以上でございますけれども、詳細につきましては、担当課長より、また事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、平成27年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いいたします。

最初に歳出から申し上げます。先ほど町長の提案理由にもございましたように、1款から9款までの2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費について補正しております。

2節・給料では、昨年の国家公務員の給与改定取扱に準じて当町の給料表の改正を行い、増額となったものと育児休業、職員3人、中途退職一人の減額や教育長欠員分の減額を行ったことにより、合計では1,025万5,000円の減となりました。

3節・職員手当でも同様の改定によりまして、勤勉手当0.1月分、増額を行いましたが、先程申し上げました町職員の減分もあり、3節合計では161万3,000円の増となりました。

4節・共済費は、制度改正による保険料の減や町職員の減分と合わせて546万6,000円の減となりました。

なお、以降の歳出につきましては、人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

2款・総務費、1項4目・総務管理費、財産管理費、13節・ネットワーク設備保守管理業務委託料47万1,000円と15節・情報セキュリティー強化対策工

事費 5,078万3,000円。

個人番号制度における情報管理や外部からのサイバー攻撃に対しまして、より強靱な情報セキュリティ対策が求められておりまして、また国の補正予算においても自治体支援の事業費が計上されました。これらに基づきまして、役場等で使用している事務用端末や接続回線の環境整備を行うものでございます。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の19節・通知カード、個人番号カード交付金250万1,000円。個人番号カードなどの交付にかかる経費は人口割合で算定されておりまして、これを地方公共団体情報システム機構に支払う事務委任となっております。

今回、この経費が増額となったため、補正するものでございます。

次に80ページ、3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費、19節・障害者グループホーム運営費補助金16万6,000円と20節・自立支援給付費1,489万7,000円。障害福祉サービスとして行う給付事業で、補助基準額の変更や給付件数の増による補正となっております。

次の23節・46万9,000円は、障害者医療費、国庫負担金返還金で、事業の精算に伴うものでございます。

次の81ページ、28節は、国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金でございます。

国民健康保険特別会計では、保険基盤安定分で2,089万4,000円の増と財政安定化支援分で216万5,000円の減の補正。

また、介護保険特別会計では、職員給与費等で20万3,000円、低所得者保険料軽減分で17万2,000円の増となっております。

次に2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費の13節・10万8,000円は、制度改正に伴うシステム改修委託料となっております。

続いて4目・児童福祉施設費、13節・放課後児童健全育成事業委託料107万5,000円。すぎのこクラブの放課後児童クラブについて、事業費を増額補正するものでございます。

次に、81ページから82ページについての5項・臨時福祉給付金事業は、国の補正予算による事業でございまして、今年度の臨時福祉給付金事業の該当者のうち65歳以上の方に一人当たり3万円を支給する給付金と、その事務費の経費となっ

ております。

なお、本事業は全額翌年度に繰り越しを予定しております。該当者は1,569人を見込んでおります。

次に、4款・衛生費、1項1目・保健衛生費、保健衛生総務費の19節・香取市東庄町病院組合負担金175万9,000円。小見川総合病院建替担当としまして、平成26年度より職員2名が香取市より病院組合に派遣となっておりますが、平成27年度は3人の派遣となっております、その増加分、人件費について東庄町の負担割合14%分を補正するものでございます。

続いて、83ページ、6款・商工費と84ページ、9款・教育費でございますが、町長の提案理由にございましたように、地方創生事業のうち国の補正予算で計上された地方創生加速化交付金事業となっております。

まず、83ページ、6款・商工費、1項3目・商工費、観光費の13節・まちの賑わい創出事業委託料215万円と19節・まちの賑わい創出事業補助金850万円。昨年設立されましたまちおこし隊を中心として町内の地域資源の発掘を行い、東庄ブランドの確立を図り、地域経済の活性化を図るための事業費となっております。

13節では、主にコーディネーター委託料を、15節ではPRイベント経費を計上しております。

続いて84ページ、9款・教育費、3項1目・中学校費、学校管理費で、こちらは子ども版地方創生プロジェクトとしまして、小中学生や保護者を対象とした地域研究フィールドワークを行うため、ICT機器を活用した補修支援や学習を行う事業費となっております。臨時職員賃金64万円、機器設定委託料やフィールドワーク委託料で2,020万円。無線環境工事費で627万7,000円。機器購入費で2,707万6,000円の事業費となっております。

歳出の最後、85ページ、12款・諸支出金、基金費でございますが、今年度、ふるさと応援基金へご寄附をいただきました224万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の77ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、1項1目1節・国庫負担金、国民健康保険基盤安定国庫負担金1,084万円。歳出で申し上げました国民健康保険特別会計への繰出金の財

源となっております。

次の2目・民生費国庫負担金、1節・障害児者福祉費負担金810万8,000円。歳出で補正しました障害者自立支援給付費負担金や前年度事業精算額でございます。

次に、4目1節・介護保険国庫負担金は、介護保険特別会計繰出金の財源となっております。

続いて、2項1目・国庫補助金、総務費国庫補助金の1節・番号制度補助金250万1,000円は、全額歳出の番号制度にかかる交付金の財源となっております。

次の3節・情報セキュリティ強化対策費補助金615万円は、人口規模により補助金が算定されておりまして、補助基準額の2分の1が国庫補助金として、残り2分の1が、後ほど説明いたします起債となっております。

次の4節・地方創生事業補助金6,484万3,000円は、先程申し上げました地方創生事業のうち加速化交付金事業補助金でございます。

続いて、2項1目・民生費国庫補助金、2節・臨時福祉給付金事業補助金は、歳出で申し上げました臨時福祉給付金の事業費分と事務費分の補助金となっております。

続いて、15款・県支出金、1項1目1節・国民健康保険保険基盤安定負担金483万3,000円。国庫支出金で申し上げました国民健康保険特別会計繰出金の財源と同様でございます。

2目・民生費負担金、1節・障害児者福祉費負担金372万4,000円。先程国庫支出金でも申し上げました民生費の給付にかかる県補助金でございます。

次に、7目1節・介護保険負担金も国庫負担金で申し上げました介護保険特別会計繰出金の財源となっております。

次の2項2目・県補助金、民生費補助金、2節で障害者グループホーム運営費補助金8万2,000円、民生費で歳出補正しました補助金の財源となっております。

次に、78ページ、17款・寄附金でございますが、指定寄附として、ふるさと応援基金の224万5,000円、ふるさと応援基金では、本年度は36名の方よりご寄附をいただいております。

一つ飛びまして、21款1項・町債の3目・施設整備等事業債615万円。先程総務費国庫補助金で説明いたしましたが、補助基準額の2分の1が、29年度から

交付税措置のある補正予算債とされており、予算計上するものでございます。

最後に、歳入が歳出に不足する3,470万9,000円につきまして、19款・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、戻りまして69ページでございます。第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものでございます。

73ページの第2表をお願いいたします。繰越事業が6件ございますが、そのうち5件が今回の補正予算事業でございます。国の補正予算に伴う繰り越しとなっております。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、情報セキュリティ強化対策工事5,125万4,000円。全額繰り越しとなっております。

次の3項・戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付金でございますが、発行システムのトラブルの影響等で、交付枚数が予定枚数に満たない可能性があり、国の予算繰り越しに伴い繰り越しとなっております。

次の3款・民生費、5項・臨時福祉給付金事業費の臨時福祉給付金でございますが、全額4,834万6,000円、繰り越しとなっております。

次の6款1項・商工費と、一つ飛びまして9款・教育費、3項・中学校費は、歳出で申しあげました地方創生加速化交付金事業で、商工費ではまちの賑わい創出事業1,065万円、中学校費では子ども版地方創生プロジェクト事業5,419万3,000円、それぞれが繰り越しとなっております。

一つ戻りまして、7款・土木費、2項・道路橋梁費で、道路改良工事3,462万6,000円。小南地先と大木戸地先の道路2件の工事費の繰り越しとなっております。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。歳入でご説明しました情報セキュリティ強化対策工事にかかる地方債の追加で、起債の目的限度額、起債の方法、利率償還の方法を設定するものでございます。

以上で一般会計補正予算、第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、議案第 11 号、平成 27 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算( 第 3 号 ) について、内容説明をさせていただきます。

議案書の 94 ページをお願いいたします。初めに歳出から申し上げます。

1 款・総務管理費及び 8 款・保健事業費につきましては、給与改定に伴います人件費の補正でございます。

11 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金、3 目・償還金、23 節・償還金利子及び割引料は、平成 26 年度事業の確定に伴いまして、国庫負担金精算のための返還金、それと特定健診保健事業にかかります精算金、国・県返還金によるもので、不足する 984 万 5,000 円を補正するものでございます。

次に 3 項・繰出金、1 目・直営診療施設勘定繰出金、28 節・繰出金は、東庄病院における電子カルテシステムの更新に伴う東庄病院への直営診療施設勘定繰出金 3,337 万 2,000 円の繰り出しを行うものでございます。

続いて歳入です。93 ページをお願いいたします。

今回の補正財源につきましては、3 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、1 目 1 節・財政調整交付金で 3,337 万 2,000 円を充てるほか、9 款・繰入金、2 項 1 目 1 節・一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金 2,089 万 4,000 円を充てるとともに、財政安定化支援事業繰入金 216 万 5,000 円の減額を行いまして、1,872 万 9,000 円を増額補正するものでございます。

10 款 1 項 1 目 1 節・繰越金につきましては、872 万 9,000 円を減額するものでございます。

引き続きまして、議案第 12 号、平成 27 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算( 第 1 号 ) について、内容説明を続けさせていただきます。

議案書の 101 ページをお願いいたします。歳出から説明させていただきます。

2 款 1 項 1 目・後期高齢者医療広域連合納付金、19 節負担金補助及び交付金 658 万円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金でございます。

続いて、歳入です。100 ページへお戻りください。100 ページをお願いいたします。

今回の補正財源につきましては、1 款 1 項・後期高齢者医療保険料、1 目 1 節・

特別徴収保険料 168万8,000円。同じく2目・普通徴収保険料、1節・現年分489万2,000円を合わせた658万円をもって補正財源とするものでございます。

国民健康保険特別会計、それから後期高齢者特別会計に関しましては、以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案第13号、平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の106ページをお開きいただきたいと存じます。初めに歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費30万円の増額につきましては、給与改正及び夜間休日の訪問業務の増加等に伴う人件費の増額を補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。105ページをご覧いただきたいと存じます。

3款・繰越金30万円の増額につきましては、歳出における人件費の増額分を前年度繰越金で充てるものでございます。

続きまして、議案第14号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の113ページをお開きいただきたいと存じます。初めに歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費17万6,000円及び3款・地域支援事業費2万7,000円の増額につきましては、給与改正に伴う人件費の増額を補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。112ページをご覧いただきたいと存じます。

3款・国庫支出金10万8,000円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修の補助金でございます。

7款1項3目・その他一般会計繰入金20万3,000円の増額につきましては、給与改正に伴う人件費の増額を補正し、4目・低所得者保険料軽減繰入金17万2,

000円の増額につきましては、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般会計から繰り入れするための補正で、対象者が増加したことによるものでございます。

8款・繰越金28万円の減額につきましては、歳入において国庫支出金及び低所得者保険料軽減繰入金の増額に伴い、前年度繰越金を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、続きまして議案第15号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

122ページをお願いいたします。平成27年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち、支出で第1款・事業費用、第1項・営業費用、第4目・総係費に45万6,000円を追加し、4,357万1,000円とするものでございます。この補正につきましては、給与改定及び時間外勤務等に伴う人件費の補正でございまして、内訳につきましては、給与に1万6,000円、手当に44万円を増額するものでございます。

続きまして、118、119ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

当期純利益が45万6,000円の減額となり、補正後、5,582万7,000円とし、119ページの最下段でございますが、資金期末残高が5億2,602万1,000円とするものでございます。

120、121ページにつきましては、給与費の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

議案第16号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第

2号)について、ご説明申し上げます。

議案書の123ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたように、予算第4条の資本的収入の補正でございます。内容といたしましては、平成26年度事業で実施した電子カルテシステム更新事業に対する国保調整交付金3,337万2,000円を見込み、4条予算の資本的収入既決予定額3,432万2,000円に3,337万2,000円を増額補正するものです。

この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は4,335万9,000円となり、過年度分損益勘定留保資金による補填額が4,256万2,000円となります。

恐れ入りますが、124ページをお願いいたします。

実施計画書ですが、平成26年度資本的支出に対する交付金でありますので、収入のみの補正でございます。また、国保会計を通して交付されるもので、補正科目は1款・資本的収入、1項・出資金、2目・国保会計出資金を増額補正するものでございます。

次のページ、125ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書です。この補正により、右側、2の投資活動によるキャッシュフローが3,337万2,000円増のマイナス635万7,000円になり、そして同様に右側一番下の段、現金及び現金同等物の期末残高は3,337万2,000円増の3億1,029万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長(土屋 進君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第10号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成27年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

あす日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 2時55分 延会)